

日本パラグライダー協会

パラグライダー技能証規定

2015年7月14日 改定

JPA パラグライダー技能証規定 制定の趣旨	4
JPA パラグライダー技能証規定	4
1. 目的	4
1-1. 目的	4
2. 定義	4
2-1. パラグライダー	4
2-2. 練習生	4
2-3. パラメイト技能証	4
2-4. ベーシックパイロット	4
2-5. プライマリーパイロット	5
2-6. パイロット	5
2-7. エキスパートパイロット	5
2-8. タンデムパイロット	5
2-9. アシスタントインストラクター	5
2-10. インストラクター	5
2-11. パフォーマンスインストラクター	5
2-12. スーパーバイザー	5
2-13. エアマンシップ	6
3. 技能証認定	6
3-1. パラメイト技能証 (ステージ1)	6
3-2. ベーシックパイロット技能証 (ステージ2)	6
3-3. プライマリーパイロット技能証 (ステージ3)	6
3-4. パイロット技能証 (ステージ4)	6
3-5. エキスパートパイロット技能証 (ステージ5)	6
3-6. タンデムパイロット技能証	6
3-7. アシスタントインストラクター技能証	6
3-8. インストラクター技能証	6
3-9. パフォーマンスインストラクター技能証	6
3-10. スーパーバイザー	7
3-11. 技能証様式	7
4. 技能証認定の申請資格	7
4-1. パラメイト技能証	7
4-2. ベーシックパイロット技能証	7
4-3. プライマリーパイロット技能証	7
4-4. パイロット技能証	8
4-5. エキスパートパイロット技能証	8
4-6. タンデムパイロット技能証	8
4-7. アシスタントインストラクター技能証	9
4-8. インストラクター技能証	9
4-9. パフォーマンスインストラクター技能証	9
4-10. スーパーバイザー	10

5. 資格申請の制限.....	10
5-1. 再申請.....	10
5-2. 不正行為.....	10
6. 技能証の効力.....	10
6-1. 練習生.....	10
6-2. ベーシックパイロット.....	10
6-3. プライマリーパイロット.....	11
6-4. パイロット.....	11
6-5. エキスパートパイロット.....	11
6-6. タンデムパイロット.....	12
6-7. アシスタントインストラクター.....	12
6-8. インストラクター.....	12
6-9. パフォーマンスインストラクター.....	12
6-10. スーパーバイザー.....	13
7. 検定試験.....	13
7-1. 検定試験及び審議会.....	13
7-2. 検定試験の概要.....	13
7-3. 審議会の概要.....	13
7-4. 検定試験の立会い.....	13
7-5. 検定試験の報告.....	13
8. 検定試験の免除.....	13
8-1. 外国の技能証所有者に対する検定試験の免除.....	13
8-2. 能力に優れた者の検定試験の免除.....	13
9. 技能証認定の手続き.....	14
9-1. 各パイロット技能証の申請手続き.....	14
9-2. 各インストラクター技能証の申請手続き.....	14
10. 技能証再交付手続き.....	14
10-1. 各パイロット技能証の再交付手続き.....	14
10-2. 各インストラクター技能証の再交付手続き.....	14
11. 検定試験料申請料.....	14
11-1. 申請料の金額.....	14
12. 技能証の更新.....	14
12-1. 更新申請の条件.....	14
12-2. 更新申請書類.....	14
12-3. 更新の申請料.....	15
13. 罰則.....	15
13-1. 技能証の取り消し又は効力の停止.....	15
13-2. 技能証の申請の不正.....	15
14. 雑則.....	15
14-1. 検定試験の安全管理.....	15
14-2. 技能証、申請書の書式.....	15

1 4 - 3 . 医師の診断書の提出	15
1 4 - 4 . 診断書の提出期限	15
1 4 - 5 . 賠償責任保険	15
1 5 . 技能証課程（別紙）	15
以上	15

JPA パラグライダー技能証規定 制定の趣旨

JPA（日本パラグライダー協会）は、1986年7月に開催された CIVL（国際ハンググライディング委員会）において認められた、有人で許可義務のない航空機であるパラグライダーの、日本国内における安全かつ健全な発展と普及が行われるために、パラグライダー技能証規定及び教習・試験規則を制定するものである。

JPA パラグライダー技能証規定

1. 目的

1-1. 目的

本規定は日本国内におけるパラグライダースポーツの安全かつ健全な発展と、パラグライダーの操縦及び練習を行おうとする者並びに操縦の教習を行おうとする者の技能を試験し、判定し、認定する事を定め、またその責任と権限を定めることを目的とする。

2. 定義

2-1. パラグライダー

パラグライダー (PARAGLIDER) とは、FAI スポーツ規定に定めるパラパント (PARAPENTE)、パラセンディンググライダー (PARASCENDING GLIDER) と同一のものであり、その基本的な形態が空気力学的動圧によって保持され、かつ人間の脚力によって発航を行うフレキシブル翼の航空機である。

またその機能は滑空飛行ばかりでなく、上昇気流を利用して滑翔飛行を行う能力を有するものであり、その翼は人力により操縦することができるものである。

2-2. 練習生

練習生とは、本規定に定めるベーシックパイロット技能証、プライマリーパイロット技能証、パイロット技能証等の技能証を有せずにパラグライダーの飛行を行うとする者であって、JPA パイロット会員証を有し、JPA 登録校の開催するスクール課程に入校している者をいう。ただし、体験生は JPA パイロット会員証を有する必要はないものとする。

2-3. パラメイト技能証

JPA 登録校でパラグライダーの操縦を体験し、その課程を修了した者に与えられる技能証で、JPA 登録校で発行する。

2-4. ベーシックパイロット

ベーシックパイロット (BP) とは、JPA パイロット会員証を有しこの規定に定めるベーシックパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、ベーシックパイロット技能を認定された者をいう。

2-5. プライマリーパイロット

プライマリーパイロット(PP)とは、JPA パイロット会員証及びベーシックパイロット技能証を有し、本規定に定めるプライマリーパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、プライマリーパイロット技能を認定された者をいう。

2-6. パイロット

パイロット(P)とは、JPA パイロット会員証及びプライマリーパイロット技能証を有し、本規定に定めるパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格しパイロット技能を認定された者をいう。

2-7. エキスパートパイロット

エキスパートパイロット(EX)とは、JPA パイロット会員証及びパイロット技能証を有し、本規定に定めるエキスパートパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格しエキスパートパイロット技能を認定された者をいう。

2-8. タンデムパイロット

タンデムパイロット(TP)とは、JPA パイロット会員証及びエキスパートパイロット技能証を有し、本規定に定めるタンデムパイロット課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、タンデムパイロット技能を認定された者をいう。

2-9. アシスタントインストラクター

アシスタントインストラクターとは、JPA パイロット会員証及びエキスパートパイロット技能証を有し、本規定に定めるアシスタントインストラクター課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、アシスタントインストラクター技能を認定された者をいう。

2-10. インストラクター

インストラクターとは、JPA パイロット会員証及びアシスタントインストラクター技能証及びエキスパートパイロット技能証を有し、本規定に定めるインストラクター課程を修了した者が本規定の定める検定試験に合格し、インストラクター技能を認定された者をいう。

2-11. パフォーマンスインストラクター

パフォーマンスインストラクターとは、JPA パイロット会員証及びインストラクター技能証を有し、本規定に定めるパフォーマンスインストラクター課程を修了した者がパフォーマンスインストラクター検定試験に合格し、パフォーマンスインストラクター技能を認定された者をいう。

2-12. スーパーバイザー

スーパーバイザーとは、JPA によってその技能と資格を認められ、スーパーバイザーとして認定された者をいう。

2-13. エアマンシップ

パラグライダーで飛行を行おうとする者に求められることは、正しい知識と経験によってもたらされた操縦技量と優れた判断力、そして何よりも安全に対する強い意識と責任感である。これをエアマンシップという。

3. 技能証認定

3-1. パラメイト技能証（ステージ1）

JPA 登録校は、パラグライダーの操縦の体験し、その課程を修了した者に、パラメイトの認定を行う。

3-2. ベーシックパイロット技能証（ステージ2）

JPA 会長は、インストラクターの申請により、パラグライダーの操縦の教習を受ける者について、ベーシックパイロットの認定を行う。

3-3. プライマリーパイロット技能証（ステージ3）

JPA 会長は、インストラクターの申請により、パラグライダーの操縦を行おうとする者について、プライマリーパイロットの認定を行う。

3-4. パイロット技能証（ステージ4）

JPA 会長は、インストラクターの申請により、パラグライダーの操縦を行おうとする者について、パイロットの認定を行う。

3-5. エキスパートパイロット技能証（ステージ5）

JPA 会長は、インストラクターの申請により、パラグライダーの操縦を行おうとする者について、エキスパートパイロットの認定を行う。

3-6. タンデムパイロット技能証

JPA 会長は、タンデムパイロット技能証を有するインストラクターの申請により、タンデムパラグライダーの操縦を行おうとする者について、タンデムパイロットの認定を行う。

3-7. アシスタントインストラクター技能証

JPA 会長は、JPA 登録校からの申請により、インストラクターの監督下でパラグライダーの指導を行おうとする者について、3年またはそれ以内の期間を定め、アシスタントインストラクターの認定を行う。

3-8. インストラクター技能証

JPA 会長は、JPA 登録校からの申請により、パラグライダーの指導を行おうとする者について、3年またはそれ以内の期間を定め、インストラクターの認定を行う。

3-9. パフォーマンスインストラクター技能証

JPA 会長は、JPA 登録校からの申請により、パラグライダーの指導を行おうとする者について、3年またはそれ以内の期間を定め、パフォーマンスインストラクターの認定を行う。

3-10. スーパーバイザー

JPA 会長は、JPA によってスーパーバイザーとしての能力を認められた者を、スーパーバイザーとして認定するものとする。

3-11. 技能証様式

『パラメイト』の様式は別表に示す。

『ベーシックパイロット』の様式は別表に示す。

『プライマリーパイロット』の様式は別表に示す。

『パイロット』の様式は別表に示す。

『エキスパートパイロット』の様式は別表に示す。

『タンデムパイロット』の様式は別表に示す。

『アシスタントインストラクター』の様式は別表に示す。

『インストラクター』の様式は別表に示す。

『パフォーマンスインストラクター』の様式は別表に示す。

『スーパーバイザー』の様式は別表に示す。

4. 技能証認定の申請資格

4-1. パラメイト技能証

パラメイト技能証の申請は、次に定める技能及び経歴を有する者が申請する。

- 1) JPA 登録校の開催する所定のコースの受講者。
- 2) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。

4-2. ベーシックパイロット技能証

ベーシックパイロット技能証の申請は、次に定める技能及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 2) ベーシックパイロット技能証の申請者は、JPA 登録校の開催するベーシックパイロット課程を修了し、ベーシックパイロット技能証検定試験に合格すること。
- 3) パラグライダーの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 4) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 5) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-3. プライマリーパイロット技能証

プライマリーパイロット技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに14歳に達していること。

- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) プライマリーパイロット技能証の申請者は、JPA 登録校の開催するプライマリーパイロット課程を修了し、プライマリーパイロット技能証検定試験に合格すること。
- 4) プライマリーパイロット技能証の申請者は、ベーシックパイロット技能証を有すること。
- 5) パラグライダーの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 7) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-4. パイロット技能証

パイロット技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに16歳に達していること。
- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) パイロット技能証の申請者は、JPA 登録校の開催するパイロット課程を修了し、パイロット技能証検定試験に合格すること。
- 4) パイロット技能証の申請者は、プライマリーパイロット技能証を有すること。
- 5) パラグライダーの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 7) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-5. エキスパートパイロット技能証

エキスパートパイロット技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに18歳に達していること。
- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) エキスパートパイロット技能証の申請者は、JPA 登録校の開催するエキスパートパイロット課程を修了し、エキスパートパイロット技能証検定試験に合格すること。
- 4) エキスパートパイロット技能証の申請者は、パイロット技能証を有すること。
- 5) パラグライダーの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 7) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。

4-6. タンデムパイロット技能証

タンデムパイロット技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに20歳に達していること。
- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) タンデムパイロット技能証の申請者は、JPA 登録校の開催するタンデムパイロ

ト課程を修了し、タンデムパイロット技能証検定試験に合格すること。

- 4) タンデムパイロット技能証の申請者は、エキスパートパイロット技能証を有すること。
- 5) パラグライダーの操縦を行うにあたり支障となるような心身上の欠陥がないこと。
- 6) エアマンシップを理解し、なおかつ自らが行う飛行操縦は自らの責任で行う者。
- 7) 日本赤十字社などの主催する救急法講習会、または、JPA が主催する救急法セミナーを受講修了した者。ただし救急法救急員の資格は問わない。

4-7. アシスタントインストラクター技能証

アシスタントインストラクター技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに18歳に達していること。
- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) エクスパートパイロット技能証を有すること。
- 4) 指定されたアシスタントインストラクター研修会に参加し、アシスタントインストラクター課程を修了し、検定試験に合格すること。
- 5) 20歳未満の者については、保護者の承諾を得ること。
- 6) 日本赤十字社などの主催する救急法講習会、または、JPA が主催する救急法セミナーを受講修了した者。ただし救急法救急員の資格は問わない。

4-8. インストラクター技能証

インストラクター技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに20歳に達していること。
- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) エクスパートパイロット技能証を有し1年以上経過していること。
- 4) インストラクターの申請者は、アシスタントインストラクター技能証を有すること。
- 5) 所属する JPA 登録校で100日間以上のアシスタントインストラクターとしての実務経験があること。
- 6) 指定されたインストラクター研修会に参加し、インストラクター課程を修了し、検定試験に合格すること。
- 7) 日本赤十字社などの主催する救急法講習会、または、JPA が主催する救急法セミナーを受講修了した者。ただし救急法救急員の資格は問わない。

4-9. パフォーマンスインストラクター技能証

パフォーマンスインストラクター技能証の申請は、次に定める年齢・資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日までに20歳に達していること。
- 2) 有効な JPA パイロット会員証を有すること。
- 3) パフォーマンスインストラクターの申請者は、インストラクター技能証を有する

こと。

- 4) 所属する JPA 登録校で270日間以上のインストラクターとしての実務経験を有すること。
- 5) 所属する JPA 登録校の推薦を受けること。
- 6) 指定されたパフォーマンスインストラクター研修会に参加し、すべての課程を修了した後、検定試験に合格すること。
- 7) 日本赤十字社などの主催する救急法講習会、または、JPA が主催する救急法セミナーを受講修了した者。ただし救急法救急員の資格は問わない。

4-10. スーパーバイザー

スーパーバイザーは、JPA によってその能力を認められたものが承認される。

5. 資格申請の制限

5-1. 再申請

この規定に定める技能証明の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者は、再申請を行うことができない。

5-2. 不正行為

JPA 会長は、技能証の申請に関し、不正行為のあった者について、2年以内の期間に限り技能証の申請を受理しないことができる。

6. 技能証の効力

6-1. 練習生

練習生は、次に定める飛行を行うことができる。

- 1) 練習生は、インストラクターまたはアシスタントインストラクター、パフォーマンスインストラクターの監督を受ければ、その習得した技能の範囲で飛行を行うことができる。

6-2. ベーシックパイロット

ベーシックパイロットは次に定めるフライトを行うことができる。

- 1) ベーシックパイロット技能証を有するものは、パフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターの監督を受ける場合及びパフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターからその監督を依頼されたエキスパートパイロット技能証、パイロット技能証を有する者の監督を受ければスクールエリア内において、その習得したベーシックパイロット技能の範囲で飛行を行うことができる。
- 2) ベーシックパイロット技能証を有する者は、プライマリーパイロット課程の受講にあたって、パフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターの監督を受ければ、プライマリーパイロット技能取得の

ために6-2. 1) 項に定める範囲を超えたフライトを行うことができる。

6-3. プライマリーパイロット

プライマリーパイロットは次に定めるフライトを行うことができる。

- 1) プライマリーパイロット技能証を有する者は、パフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターの監督を受ける場合及びパフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターからその監督を依頼されたエキスパートパイロット技能証、パイロット技能証を有する者の監督を受ければ、スクールエリア内において、その習得した技能範囲での飛行を行うことができる。
- 2) プライマリーパイロット技能証を有する者は、プライマリーパイロット課程の受講にあたって、パフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターの監督を受ければ、パイロット技能取得のために6-3. 1) 項に定める範囲を超えたフライトを行うことができる。

6-4. パイロット

パイロットは次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) パイロット技能証を有する者は、フライトを行おうとするエリアのエリアルールに定められた範囲内において、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 2) パイロット技能証を有する者が、競技飛行・記録飛行・検定飛行など、第三者の主催する各種飛行会に参加する場合は、参加する飛行会に定められたルールを守った上で、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 3) パイロット技能証を有する者は、パフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターの依頼を受けた場合は、依頼を行った者の監督の下その指定されたプライマリーパイロット及びベーシックパイロットの飛行を監督することができる。

6-5. エクスパートパイロット

エキスパートパイロットは次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) エクスパートパイロット技能証を有する者は、フライトを開始するエリアのエリアルールにのっとり、野外飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 2) エクスパートパイロット技能証を有する者が、競技飛行・記録飛行・検定飛行など、第三者の主催する各種飛行会に参加する場合は、参加する飛行会に定められたルールを守った上で、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 3) エクスパートパイロット技能証を有する者は、パフォーマンスインストラクター、インストラクターまたはアシスタントインストラクターの依頼を受けた場合は、依頼を行った者の監督の下その指定されたプライマリーパイロット及びベーシックパイロットの飛行を監督することができる。

6-6. タンデムパイロット

タンデムパイロットは次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) タンデムパイロット技能証を有する者は、フライトを行おうとするエリアのエリアルールにさだめられた範囲内において、一名のタンデム同乗者と共に、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。
- 2) タンデムパイロット技能証を有する者が、競技飛行・記録飛行・検定飛行など、第三者の主催する各種飛行会に参加する場合は、参加する飛行会に定められたルールを守った上で、全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

6-7. アシスタントインストラクター

アシスタントインストラクターは、インストラクターの監督の下に、次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) JPA 登録校の開催する講習会に参加する練習生の飛行を監督すること。
- 2) ベーシックパイロット、プライマリーパイロットの飛行を監督すること。
- 3) エキスパートパイロット技能証、パイロット技能証を有する者に、指定したベーシックパイロット及びプライマリーパイロットの飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライダーの操縦の教育を受けた者の経歴を証明すること。

6-8. インストラクター

インストラクターは、次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) JPA 登録校の開催する講習会に参加する練習生の飛行を監督すること。
- 2) ベーシックパイロット、プライマリーパイロットの飛行を監督すること。
- 3) アシスタントインストラクターが、パラグライダーの操縦の教育を行うことを監督すること。
- 4) エキスパートパイロット技能証、パイロット技能証を有する者に、指定したベーシックパイロット及びプライマリーパイロットの飛行の監督を依頼すること。
- 5) パラグライダーの操縦の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 6) ベーシックパイロット、プライマリーパイロット、パイロット、エキスパートパイロットの各検定試験を行うこと。
- 7) タンデムパイロット技能証を有するインストラクターはタンデムパイロットの検定試験を行うこと。

6-9. パフォーマンスインストラクター

パフォーマンスインストラクターは、次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) インストラクター研修・検定会などで、デモンストレーションフライトを行う事ができる。
- 2) インストラクター研修・検定会などで、スーパーバイザーの監督の下受講者の指導ができる。
- 3) 6-8. に定める事項を行うことができる。

6-10. スーパーバイザー

スーパーバイザーは次の各項に定める事項を行うことができる。

- 1) パフォーマンスインストラクター研修・検定会での指導と検定試験の監督。
- 2) インストラクターズセミナーなどの研修会で、受講者の指導が出来る。
- 3) インストラクター、アシスタントインストラクター研修・検定会での指導と検定試験の監督。

7. 検定試験

7-1. 検定試験及び審議会

JPA 会長は、JPA の制定する各種技能証の認定を行う場合は、申請者が必要とする技能及び知識を有するかどうかを判定するため、次に定める検定試験及び審議会を行わなければならない。

- 1) ベーシックパイロット技能検定試験
- 2) プライマリーパイロット技能検定試験
- 3) パイロット技能検定試験
- 4) エキスパートパイロット技能検定試験
- 5) タンデムパイロット技能検定試験
- 6) アシスタントインストラクター技能検定試験
- 7) インストラクター技能検定試験
- 8) パフォーマンスインストラクター技能検定試験
- 9) スーパーバイザーの承認

7-2. 検定試験の概要

検定試験はすべて実技試験及び学科試験とする。

7-3. 審議会の概要

審議会は、JPA 教育事業部が行う申請審議とする。

7-4. 検定試験の立会い

検定試験は、JPA 会長の認定する技能証認定を許された資格を持つ者の監督と立ち会いの下で行わなければならない。

7-5. 検定試験の報告

検定試験を行った者は、速やかにその試験の結果を JPA 会長に報告しなければならない。

8. 検定試験の免除

8-1. 外国の技能証所有者に対する検定試験の免除

JPA は、FAI 正会員から発行されたパラグライダーに関しての技能証所有者については、理事会の承認を受け技能証規定に定める検定試験を免除することができる。

8-2. 能力に優れた者の検定試験の免除

技能証の申請者がこの技能証規定に定める技能及び知識について同等以上の能力を有すると認められるときは、理事会の承認を受け技能証規定に定める検定試験を免除するこ

とができる。

9. 技能証認定の手続き

9-1. 各パイロット技能証の申請手続き

各パイロット技能証を申請しようとする者は、パイロット宣言を理解したうえで所定の技能証申請書に必要事項を記入し、記名捺印の上、必要書類を添付し、所属スクールを通じて JPA に提出すること。

9-2. 各インストラクター技能証の申請手続き

各インストラクター技能証を申請しようとする者は、所定の技能証申請書に必要事項を記入し、記名捺印の上、必要書類を添付し、所属スクールを通じて JPA に提出すること。

10. 技能証再交付手続き

10-1. 各パイロット技能証の再交付手続き

各パイロット技能証の再交付を申請する者は再交付の申請料を JPA に納めなければならない。

申請料 500円

10-2. 各インストラクター技能証の再交付手続き

各インストラクター技能証の再交付を申請する者は再交付の申請料を JPA に納めなければならない。

申請料 500円

11. 申請料

11-1. 申請料の金額

1) ベーシックパイロット技能証	3,000円
2) プライマリーパイロット技能証	3,000円
3) パイロット技能証	3,000円
4) エキスパートパイロット技能証	3,000円
5) タンデムパイロット技能証	3,000円
6) アシスタントインストラクター技能証	5,000円
7) インストラクター技能証	5,000円
8) パフォーマンスインストラクター技能証	5,000円

*学科合格証の申請料は別途必要

12. 技能証の更新

12-1. 更新申請の条件

更新の必要な技能証は、該当する更新講習会に参加し、更新時にその受講証明を提出しなければならない。

12-2. 更新申請書類

更新の必要な技能証は、所定の技能証申請書に必要事項を記入し、記名捺印の上、必要書類を添付し JPA に提出すること。

更新の必要な技能証

- 1) アシスタントインストラクター技能証

2) インストラクター技能証

3) パフォーマンスインストラクター技能証

1 2 - 3. 更新の申請料

技能証の更新申請をする者は、1 1 - 1. に定める各技能証の申請料と同額を JPA に納めなければならない。

1 3. 罰則

1 3 - 1. 技能証の取り消し又は効力の停止

JPA の発行した技能証を有する者がパラグライダーのフライト、指導を行うにあたり、重大な過失があったと理事会で認められた場合、理事会はその技能証の取り消し、又は2年を限度とする期間を定めその技能証の効力の停止を行うことができる。

1 3 - 2. 技能証申請の不正

技能証の申請に関し不正があったと理事会が認めた場合、JPA はその申請された技能証を無効とし、申請したスクールの登録を抹消することができる。

1 4. 雑則

1 4 - 1. 検定試験の安全管理

検定試験の運営と安全管理は、その主催者が行うこと。

1 4 - 2. 技能証、申請書の書式

技能証の書式、申請書の書式については、事務局で随時決定する。

1 4 - 3. 医師の診断書の提出

JPA はパイロット会員に対し必要があると認められた場合は、JPA の指定する医師の作成する診断書の提出を求めることができる。

1 4 - 4. 診断書の提出期限

診断書の提出を求められた者は指定期日以内に、すみやかに提出すること。

1 4 - 5. 賠償責任保険

スクールは、第三者に対する賠償責任について対処すること。

1 5. 技能証課程（別紙）

以上